

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年2月16日（金） 8：29～8：39

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

野田聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

林芳正 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

中川雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

吉野正芳 国務大臣（復興大臣）

小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣

欠席者：河野太郎 国務大臣（外務大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○国会提出案件 2件

○法律案 1件

○政令 4件

○人事 2件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「高齢社会対策大綱」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、松山大臣から御発言があります。

次に、「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」及び「同業務の実施の状況」について、御決定をお願いいたします。本件は、同業務のうち司令部要員及び連絡調整要員の活動の実施期間を本年5月31日まで3か月間、延長するものであり、決定の上は、実施計画の変更及び実施状況について、国会に報告するものであります。あわせて、同計画の変更内容を反映する「南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令」について、御決定をお願いいたします。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「スーダン国」及び「ニカラグア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、平成29年の通信傍受の実施状況等について、国会に報告するものであり、後程、法務大臣から御発言があります。

次に、法律案について、御決定をお願いいたします。「文部科学省設置法の一部改正法案」は、文化に関する基本的な政策の企画等の事務を、文部科学省及び文化庁の所掌事務に追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」は、新たに1種の物質を覚醒剤原料に指定するものであります。

次に、「年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令」は、同法人の役職員の再就職の適正化を図るため、再就職に係る届出事項の追加等を行うものであります。

次に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、新規化学物質の製造等に係る審査特例制度における国内総量の上限となる数量を定める等するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、大阪地方検察庁検事正榊原一夫外1名を検事長に、大阪高等検察庁検事長三浦守を最高裁判所判事にそれぞれ任命し、福岡高等検察庁検事長野々上尚を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、田中靖郎外274名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、松山大臣。

○松山国務大臣：新たな高齢社会対策大綱について、御説明します。

この大綱は、高齢社会対策基本法に基づき、政府の高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針として、今後の5年程度を見据え、新たに策定するものであります。

今般の大綱においては、全ての年代の人々が希望に応じて活躍できるエイジレス社会の構築、高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティづくり、高齢社会対策における技術革新の成果の活用の3点を基本的な考え方としております。

閣僚の皆様におかれましては、大綱に掲げた各般の施策を政府一丸となって推進いただきますよう、お願いいたします。

○菅国務大臣：次に、法務大臣。

○上川国務大臣：犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく平成29年中における通信傍受の実施状況等について御説明いたします。その内容は、報告書「別表1」及び「別表2」に掲げられていますが、平成29年中に合計13事件につき、傍受を実施した結果、合計61人の逮捕に至りました。また、平成28年中に傍受を実施した事件に関し、所要の捜査を遂げた結果、新たに合計2人の逮捕に至ったものであります。捜査当局においては、今後も、通信傍受を適切に活用していく方針と承知しております。

○菅国務大臣：次に、私から、海外出張不在中の臨時代理について、申し上げます。

河野大臣は、海外出張いたしておりますが、その出張不在中、私が、外務大臣の臨時代理に指定されておりますので、御了知願います。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。梶山大臣から御発言がございます。

○梶山国務大臣：平均寿命が伸長し、少子高齢化が進む我が国において、経験豊富な高齢者がいきいきと活躍できる場を作ることは、時代の要請となっております。同時に、複雑高度化する行政課題に的確に対応していくためには、多様な人材を確保・活用していくことが必要となってきています。

これらの状況に鑑みると、高齢期の職員の最大限の活用を目指すことは、人的資源の有効活用、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、重要な意義を有するものと考えます。その際には、民間企業における高齢者雇用の状況や厳しい財政事情を踏まえた上で、組織全体としての活力の維持、総人件費の増加の抑制などの課題に的確に対応し、国民の理解が得られるようにしていく必要もあります。

このような基本認識の下、国家公務員の定年引上げについて論点を整理し、「公務員の定年の引上げに関する関係閣僚会議」において了承いただいたところであり、本日、人事院に対して検討を要請いたします。

今後、人事院における検討を踏まえた上で、具体的な制度設計を行い、結論を得てまいりたいと考えていますので、各大臣におかれましても、御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成30年〕
〔2月16日〕 (金)

◎一般案件

資料あり

○高齢社会対策大綱について（決定）（内閣府本府）

〃

○南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）

資料なし

☆スーダン国駐箚特命全権大使浦林紳二外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使伊藤秀樹外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（外務省）

◎国会提出案件

資料あり

○南スーダン国際平和協力業務の実施の状況について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）

〃

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告（平成29年）について（決定）（法務省・警察庁・厚生労働・国土交通省）

◎法律案

資料あり

○文部科学省設置法の一部を改正する法律案（決定）（文部科学省）

◎政 令

資料あり

○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府・外務・財務・防衛省）

〃

○覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）

〃

○年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

〃

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（経済産業・厚生労働・環境省）

◎人 事

- 資料あり
- 検事 榊原一夫外 1 名を検事長に，検事長三浦 守を最高裁判所判事に任命し，検事長野々上 尚を願に依り免ずることについて（決定）
 - 〃 ☆ 東京大学名誉教授田中靖郎外 2 7 4 名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]